

学校給食費について



直方市教育委員会 教育総務課

直方市の学校給食費は学校を通さずに直接直方市にお支払いいただく公会計になっています。学校給食を提供するにあたり、必要な書類がありますので、ご提出をお願いします。

1 手続きについて

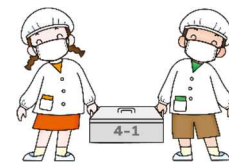
書類	対象	留意事項
①直方市学校給食申込書 ※オンライン可 全員提出	◆ <u>直方市の小中学校に在籍するお子さま全員</u> ※食物アレルギーその他のやむを得ない理由により弁当持参の場合でも提出が必要です。	・保護者の皆様が学校給食を申し込み、その学校給食費を支払うこと及び直方市がそれに基づき児童に学校給食を提供することを明記したものです。 ・ <u>児童生徒 1 人につき 1 枚提出</u> してください。
②預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 ※オンライン可 全員提出	◆ <u>直方市の小中学校に在籍するお子さま全員</u> ※就学援助等で学校給食費の援助を受けている方も還付する場合がありますので、提出してください。	・学校給食費のお支払いは、原則、便利で安心・確実に納付できる口座振替でお願いします。 ・ <u>児童生徒 1 人につき 1 枚提出</u> してください。
③直方市学校給食変更申込書 対象者のみ	・食物アレルギー等の特別な理由により、学校給食食材の一部提供を停止する方※1 ・食物アレルギー等の特別な理由により、飲用牛乳の提供を停止する方※2 ・入院等により連続 5 日以上欠席し、全部提供を停止する方 ・停止していた学校給食を再開される方	・※1.2 においては、別添主治医記入の「 <u>学校生活管理指導表</u> 」の添付が必ず必要です。 ・飲用牛乳の提供が受けられない方は減額対象となります。 ・提出があった日から起算して 5 日を経過する日以後から減額対象となります。



2 学校給食費の一食当たりの単価について

	単価	4月分～2月分 ※8月分除く	3月分
小学校	2 6 4 円	4, 4 0 0 円	給食実施回数に応じて調整した額
中学校	3 0 0 円	4, 9 0 0 円	

3 納期及び納付期限について



◆学校給食費は以下のとおりお支払いいただきます◆

納期	第1期 (4月分)	第2期 (5月分)	第3期 (6月分)	第4期 (7月分)	第6期 (9月分)	第7期 (10月分)	第8期 (11月分)	第9期 (12月分)	第10期 (1月分)	第11期 (2月分)	第12期 (3月分)
納付 期限	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月 25日	1月末	2月末	3月末 (精算)

- ・ 4月末は納期の設定はありません。
- ・ 8月分給食費の引落しがありませんが、7月分給食費が8月末に引落されます。
- ・ 第12期(3月末)の納付額＝(1年間の学校給食費総額)－(第1期～第11期までに納付すべき額)
- ・ 学校や学年に応じて1年間の学校給食費総額が異なりますので、毎年3月中旬までに調整後の第12期納付額をお知らせします。
- ・ 振替日及び納期限については毎年、年度当初にお知らせします。
- ・ 口座振替日に残高不足等により、口座振替が不能となった場合は督促状と納付書をご家庭へ送付します。
- ・ 学校給食費を滞納し督促状及び催告書を送付してもなお納付されない場合は、裁判所において支払督促等の法的手続きを行う場合があります。

4 生活保護・就学援助を受けている場合の学校給食費について

生活保護・就学援助の認定を受けている世帯の児童の学校給食費は、生活保護費・就学援助費から市に納付されますので、保護者が納付する必要はありません。

ただし、生活保護も就学援助も申請月からの認定となりますので、認定以前の分はお支払いが必要です。また生活保護廃止になった場合や就学援助継続申請をされなかった場合等は、その月から給食費のお支払いが必ず必要になります。

就学援助制度の詳しいことについては、直方市教育委員会教育総務課へお尋ねください。

生活保護制度の詳しいことについては、直方市保護・援護課へお尋ねください。

5 学校徴収金について

学校給食費とは別に、学用品費等学校へ支払う「学校徴収金」があります。各学校で管理しておりますので、口座申込書等も別の扱いとなります。各学校で手続きをお願いします。

お問合せ先

直方市教育委員会 教育総務課 TEL : 0949-25-2321 FAX : 0949-25-2316